◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２１０号(H25. 8. 16)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（８月９日～８月１５日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスがワゴン車と衝突した事故
（３）乗合バスとトラックが衝突した事故
（４）乗合バスの車内事故２
（５）タクシー運転者の健康起因による事故
（６）トラックにワゴン車が追突した事故
（７）トラック運転者が酒気帯び運転による事故
２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
３．「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について
４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
８．エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！
９．平成２５年度事故防止対策支援推進事業を実施します！

◇◇◇

（２）乗合バスがワゴン車と衝突した事故
８月１１日（日）午後８時４０分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが空車で走行中、左側から走行してきたワゴン車（８名乗車）と衝突した。
この事故により、当該ワゴン車の乗員１名が足を骨折する重傷、他に乗車していた５名が軽傷、当該乗合バスの運転者が肋骨骨折の軽傷を負った。
事故現場は、片側２車線の交差点で、事故当時、当該乗合バスが赤信号を見落とし、当該乗合バスから見て左側から走行してきた当該ワゴン車と衝突し、その後、当該乗合バスが道路脇のアパートに衝突した模様。

（３）乗合バスとトラックが衝突した事故
８月１２日（月）午前７時１０分頃、千葉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２名を乗せて運行中、対向車の自家用トラックと正面衝突した。
この事故により、当該自家用トラックの運転者が死亡、当該乗合バスの運転者及び乗客に怪我は無かった。
事故現場は、片側１車線の道路で、事故当時、当該自家用トラックが、何らかの理由により当該乗合バスの直前でセンターラインをはみ出してきたため、正面衝突した模様。

（４）乗合バスの車内事故２
８月１３日（火）午前１０時３５分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客１０名を乗せて運行中、乗客１名（女性、８０歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗合バスの運転者は降車ブザー、ランプに気づかず停留所を通過、降車客からの申告により気付き、車内の確認をせず道路の左側にバスを止めようとブレーキをかけたところ、降車客の通路を確保するため座席から立ち上がっていた当該乗客が転倒した模様。

（５）タクシー運転者の健康起因による事故
８月８日（木）午後１０時３０分頃、沖縄県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、蛇行運転を始め中央分離帯の植樹へ衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。
事故当時、当該運転者に外傷、出血等が無く、意識不明の状態で病院に搬送されたが、翌日、死亡が確認された。

（６）トラックにワゴン車が追突した事故
８月８日（木）午後３時５０分頃、福岡県の九州自動車道において、トラックが走行中、後方を走行していたワゴン車が当該トラックに追突した。
この事故により、当該ワゴン車に乗車していた１３名中１０名の男児が軽傷を負った。

なお、当該トラックの運転者に怪我は無かった。
事故当時、当該トラックは時速８０キロメートル程度で走行中に追突された模様で、物音に気付いて後方を確認したところ、追突した当該ワゴン車がふらつきながら路肩に停止したとのこと。

（７）トラック運転者が酒気帯び運転による事故
８月１０日（土）午前７時３５分頃、長崎県において、同県に営業所を置くトラックが走行中、運転席側のドアが開き、対向してきた車両の運転席窓ガラスに衝突し破損させたため、事故見分に来た警察官が当該トラックの運転者の呼気を確認したところアルコールが検知されたため、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。
この事故による負傷者はなし。
事故当時、当該トラックのドアが開いた原因については、現在、調査中。

◇◇◇

運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇◇

うとともにその結果を踏まえた再発防止対策の検討を行っており、毎年度その結果を報告書として取りまとめ公表しています。
　平成２４年度においては、交通事故の傾向分析、特定テーマ「過労運転による事故を防止するための対策」（中間整理）及び平成２４年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、これを報告書として取りまとめました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html

◇◇◇

【６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した､「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

【８．エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！】

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度に２件発生しました。当該事故は、ブレーキのバタ踏みによりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したことや過積載等が原因と考えられることから、国土交通省から大型車メーカー４社（いすゞ自動車(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)及びＵＤトラックス(株)）に対して、注意喚起などの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。

今般、大型車メーカー４社より、大型車４社のホームページへの注意喚起のチラシの掲載等により、取扱説明書等に記載のあるエアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みをしないこと等について、改めて注意喚起を実施するとの報告がありました。本報告を受けて、国土交通省においては、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、注意事項を掲載しました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety025.html

◇◇◇

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等補助制度の内容につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載されております。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikoboushi.html

◇◇◇